

赤色の部分が、本審議会の報告事項

【システム改修】

住民基本台帳法、戸籍法及びデジタル手続法の改正に基づき、既存の戸籍情報システムについて、以下の改修を行う。

- 1 記録する情報項目（住民票コード、情報提供用個人識別符号）を追加
- 2 他の市区町村と送受信する戸籍の附票記載事項通知に係る情報項目（住民票コード）を追加
- 3 戸籍の附票記載事項通知の送信先に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を追加

【業務委託】

改修業務を開発事業者（富士通（株））に委託する。

【各システムにおける情報保護対策】

- ・ID/パスワード認証
- ・アクセス制御 ・ログ管理
- ・不正侵入検知・通知・遮断（ファイアウォール）
- ・Web脆弱性攻撃防止(WAF)
- ・標的型攻撃対策
- ・ふるまい検知・通報・遮断
- ・通信制御(特定通信のみ許可) etc

